

法定外道路等の占用の申請をされる方へ

大津市が所有していない土地の工事等については、大津市役所では許可をする事はできません。大津市が管理する土地（法定外公共物）であるかどうかを事前にお調べください。

（申請を行う前に）

- 1 大津市管理の法定外公共物であるかどうかについては、事前に法務局備え付けの公図等で調査を行ったうえ、路政課へご相談ください。
- 2 申請にあたっては、原則、官民境界の確定が必要です。官民境界の確定については、路政課でご確認ください。
- 3 占用許可では、占用料がかかる場合があります。（申請手数料はかかりません。）
- 4 申請を行うにあたっては、事前に担当者と日時を調整のうえ協議を行ってください。なお、電話による詳細協議については、固くお断りします。
- 5 事前協議の際には、官民境界の確定の有無をお調べのうえ、位置図、平面図、現況写真等を持参してください。

（申請書の提出にあたって）

- 1 申請については、工事予定日の１ヶ月前までに行ってください。なお、審査上再検討となった場合は、受理後３０日以内に承認できるとは限りません。
- 2 申請書（word 様式、PDF 様式）は、ホームページ上からダウンロードすることができます。申請書の書き方について、不明な点がある場合にはご相談ください。
- 3 申請書に必要な添付書類については、協議の際に担当にご確認ください。添付書類（位置図、平面図、縦横断面図、現況写真 等）には、施工箇所を必ず**赤色**で着色してください。（提出部数は２部です。）
- 4 添付書類の縮尺に関しては、平面図（縮尺 1:250 程度）、縦横断面図（縮尺 1:100 程度）、構造図（縮尺 1:30 程度）、求積図（縮尺 1:250 程度）のものをご準備ください。
- 5 受理後、審査の結果により、申請内容の変更等を要する場合、あるいは、申請を許可できない場合があります。
- 6 受理後の許可決裁の催促は固くお断りします。
- 7 止むを得ず工事期間を延長する場合は、許可を受けた工事期間の終了の１４日前までに工事変更申請書を提出し、市有地管理者の許可を得てください。
- 8 工事着手日が決定した時点で、予め着手届を提出してください。（１部）
工事完工後は必ず完工届を提出してください。（１部）